

# 令和5年度 私立高等学校等授業料等補助のお知らせ

碧南市教育委員会

碧南市では、私立高等学校と私立中等教育学校（後期課程）、私立専修学校の高等課程で学ぶ生徒の皆さんのために、授業料または授業料等の一部を補助し、保護者の経済的な負担を軽くするための制度（授業料等補助）を行っています。令和2年度から私立高等学校授業料の実質無償化のため、国、県の授業料補助内容が大きく変わりました。碧南市でも制度内容を大幅に変更していますのでご注意ください。

## 1 補助する金額

年額18,000円 又は 12,000円

区分	補助対象費用	年額(一人当たり)
ア「地方税の課税所得×0.06－市民税の調整控除額」が49,500円未満の世帯。 ※目安として年収350万円未満の世帯	授業料等（授業料のほか教育充実費、施設設備費、諸会費等）	18,000円
イ「地方税の課税所得×0.06－市民税の調整控除額」が49,500円以上、304,200円未満の世帯。 ※目安として年収350万円～910万円未満の世帯	授業料	18,000円
ウ「地方税の課税所得×0.06－市民税の調整控除額」が304,200円以上の世帯。 ※目安として年収910万円以上の世帯	授業料	12,000円

※年収は両親、高校生、中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合を想定しています。

保護者の所得と実際に負担する金額に応じて、補助金額を決定します。負担する**授業料、授業料等**の金額が上限額を下回る場合は、その金額を上限額とします。入学から卒業までの3年（最大3回）補助します。

※実際に負担する金額とは、国や県等の補助金額を差し引いて、負担している授業料です。

- ・例：ア区分で授業料負担14,000円、授業料のほかの負担16,000円の場合  
両方の金額を合計し、30,000円となり、支給額は上限額の18,000円になります。
- ・例：イ区分で授業料負担14,000円、授業料のほかの負担16,000円の場合  
授業料の14,000円を対象とし、上限額を下回るので支給額は14,000円になります。
- ・例：ウ区分で授業料負担14,000円、授業料のほかの負担16,000円の場合  
授業料の14,000円を対象とし、支給額は上限額の12,000円になります。

## 2 授業料等補助を受けられる方

（基準日の10月1日に次の2つの条件に該当することが必要です。）

- (1) 私立高等学校（通信制課程を含む）に在籍している生徒であること、または私立専修学校の高等課程（修業年限3年以上の課程）に在籍している生徒であること、または私立中等教育学校の後期課程に在籍している生徒であること。

(2) 生徒の保護者（授業料等の負担者）が碧南市に住所を有すること。

### 3 申請方法

(1) 時 期 10月31日（火）まで

**※期限後の提出は原則として認められませんのでご注意ください。**

(2) 窓 口 碧南市教育委員会 庶務課（碧南市役所5階）

※ 詳しくは下記へお問合せください。

令和5年9月1日号広報へきなん、碧南市教育委員会ホームページでも確認できます。

### 4 問い合わせ先

碧南市教育委員会 庶務課（TEL 0566-95-9917）